

豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱

平成26年10月1日告示第70号

(目的)

第1条 この告示は、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊前市補助金交付規則（昭和43年規則第10号）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の耐震改修工事と省エネ工事を併せて行う工事及び建替え等に伴う除却（以下「性能向上改修工事等」という。）に要する費用の一部を補助（福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金を活用する。）することによりその実施を促進し、もって地震に強く、安全かつ安心なまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 性能向上改修工事 次に掲げる改修を併せて行う工事をいう。

ア 震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

イ 省エネ修工事

木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図れる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）をいう。

(3) 木造戸建て住宅 在来軸組構法，伝統的構法及び桝組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは，店舗等の用途に供する部分の床面積が，建物全体の床面積の2分の1未満であるものを含む。）をいう。

(4) 建替え等 次に掲げるものをいう。

ア 建替え・住替え 自らが居住するため，地震に対する安全性が確保された住宅を建築，賃借等により確保することをいう。

イ 空き家の相続等 空き家を相続又は遺贈により取得したことをいう。

ウ 移住者による空き家の購入 自らが居住する住宅を新築するため，空き家を購入することをいう。

(5) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が住宅の性能向上改修が必要と認める者で，性能向上改修工事等を行うものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は，施行者のうち，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 市税等を滞納していないこと。

2 市長は，前項の規定にかかわらず，特に必要があると認めるときは，同項第1号の要件に該当しない施行者であっても，同項第2号の要件に該当する場合は，当該施行者を補助対象者としてすることができる。

（補助金の交付）

第4条 市長は，施行者に対して，予算の範囲内において，補助金を交付することができる。

（補助対象要件）

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は，次の各号に掲

げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に存在すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したもの（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である住宅（建替えに伴う除却工事の場合においては、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日国住市第40号）により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると判断したものを含む）。

(3) 当該物件について、補助金の交付を過去に受けていないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 性能向上改修工事については、現に居住者があること、又は性能向上改修等の実施後に居住する予定の者があること。

イ 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事については、申請時点で補助対象住宅に1年以上居住し、除却後は建替え等した住宅等へ住替え等をする（空き家の相続等に伴う場合においては、相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年3月までに行うものとする。）。

(5) 性能向上改修等の実施により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

（交付の対象となる費用）

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、性能向上改修工事及び建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事に要する費用とする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 性能向上改修工事に要する費用の25%に相当する額とし、合計で45万円を上限とする（耐震改修費分は30万円、省エネ改

修費分は15万円を上限とする。)。ただし、耐震改修工事において、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用する場合の耐震改修費分の上限は15万円とし、合計で30万円を上限とする。

(2) 性能向上改修工事(次条の協議において耐震工事のみを行うことが必要であると市長が認める場合に限る。)を行う場合においては、当該耐震改修工事に要する費用の25%に相当する額とし、30万円を上限とする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用する場合の上限は15万円とする。

(3) 建替え等に伴う除却工事においては、補助対象住宅の解体及び撤去に要する経費又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費のいずれか低い方の額の23%に相当する額とし、30万円を上限とする。

2 前項各号により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助事業の内容の事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、補助事業の内容の実施に関する契約を締結する前に、当該補助事業の内容について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定通知書(様式第2号)によ

り，不交付を決定したときは豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により，当該申請者に通知しなければならない。

- 3 市長は，第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは，補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は，事情により補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，速やかに豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請取下届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出があったときは，前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

（補助事業の内容の変更）

第12条 交付決定者は，事情により補助事業の内容を変更するときは，速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

- 2 交付決定者は，前項に規定する場合において，交付決定を受けた額の変更を伴うときは，必要に応じて豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は，前項の規定による補助金交付変更申請があったときは，その内容を審査し，その結果を豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第13条 補助事業の着手は，補助金の交付決定後（前条第2項の規定により変更申請を行うものは，同条第3項の規定による審査結果の通知後）に行わなければならない。

- 2 交付決定者は，補助金の交付決定の内容及びこれに付された条

件に従い、適切に補助事業を履行しなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、必要と認める場合においては、補助事業の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、前項の検査の結果、当該補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことが

できる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項（第3号を除く。）の規定は、第16条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（書類の整備及び保存）

第21条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年2月末日までに実績報告をした者の補助金については、同日後も、なお、その効力を有する。

附 則（略）

附 則（令和 7 年 3 月 26 日 告示第 42 号）

（施行期日）

- 1 この告示は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の豊前市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱の規定は，この告示の施行の日以後にされた申請に対する補助金から適用し，同日前にされた申請に対する補助金については，なお従前の例による。